

株主各位

兵庫県明石市二見町南二見1番地

神戸発動機株式会社

代表取締役社長 清水道生

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年2月24日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年2月27日（月曜日） 午前10時

2. 場 所 兵庫県明石市松の内2丁目2番地

ホテル キャッスルプラザ

3. 目的事項

決 議 事 項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kobe-diesel.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

(1) 吸収分割を行う理由

三菱重工業株式会社（以下、「三菱重工」といいます。）、三菱重工の完全子会社である三菱重工船用機械エンジン株式会社（以下、「MHI-MME」といいます。）及び当社の3社は、三菱重工が独自技術により開発した船舶ディーゼルエンジン（以下、「UEエンジン」といいます。）について、従来からのライセンサー（三菱重工・MHI-MME）/ライセンシー（当社）の関係により、事業面で相互補完を行いつつ、各々が事業の発展に努めてまいりましたが、かかる協業関係を更に深化・発展させることを目的として、具体的にはライセンサー事業（開発・設計・サービス）とライセンシー事業（製造・販売・サービス）を垂直統合することにより、バリューチェーンの上流から下流まで一気通貫の業務プロセスを有する船用ディーゼルエンジン専門メーカーとして、機動的かつ柔軟な事業運営体制を確立させることが、UEエンジン事業の持続的成長発展に不可欠であるとの共通認識のもと、本事業統合に向けた具体的検討を進めてまいりました。

かかる具体的検討において、3社は、UEエンジンの新機種・新技術の開発の維持及びMHI-MMEのライセンスビジネスの今後の更なる伸長を目的とした三菱重工からの技術支援やMHI-MMEの船用ディーゼルエンジン事業（以下、「対象事業」といいます。）に関する特許権の取扱いについても協議してまいりました。

その結果、当社は、本事業統合の方法として平成29年4月1日（予定）を効力発生日として、対象事業を承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実行することで、対象事業と当社が有する低コストものづくりビジネスモデルとの融合が、当社の収益力と機動力を高めることに繋がり、当社の企業価値の向上に資するものとの判断に至りましたことから、平成29年2月1日に、本吸収分割に係る吸収分割契約（以下、「本分割契約」といいます。）を締結いたしました。

今後は、開発・設計者についても現状と変わらぬ規模が見込め、ライセンサーとしての機能を保持することができ、開発から設計・製造・販売・サービスまで一貫した体制が整うことになります。お客様に対してよりよい製品を提供するとともにUEライセンシー各社との更なる強固な関係を築きつつ、「日の丸船用ディーゼルエンジン」が世界に伍していけるものと考えております。

本議案は、以上の理由・目的により、本分割契約につき、ご承認をお願いするものであります。

(2) 吸収分割契約の内容の概要

本分割契約の内容は、次のとおりであります。

吸収分割契約書（写）

三菱重工船用機械エンジン株式会社（以下「甲」という。）及び神戸発動機株式会社（以下「乙」という。）は、甲が船用ディーゼルエンジン事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を、乙に承継させる吸収分割に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割の当事者）

1. 甲は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、効力発生日（第4条第1項に定義する。）をもって甲が本件事業に関して有する本承継対象権利義務（第2条第1項に定義する。）を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する（以下「本吸収分割」という。）。
2. 甲（吸収分割会社）及び乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (1) 吸収分割会社
（商号）三菱重工船用機械エンジン株式会社
（住所）長崎県長崎市飽の浦町一番一号
 - (2) 吸収分割承継会社
（商号）神戸発動機株式会社（但し、効力発生日付で「株式会社ジャパンエンジンコーポレーション」に商号変更予定）
（住所）兵庫県明石市二見町南二見一番地

第2条（乙が承継する資産、債務、契約その他の権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。
2. 前項及び別紙の記載にも関わらず、効力発生日前に支払期日の到来する債務（従業員に対する未払債務を含む。）は、本承継対象権利義務から除外するものとする。ただし、本件事業に関し、甲において未発保証無償工事費として計上されている債務及びこれと同種の債務は、（疑義を避けるため、当該未発保証無償工事費の額に関わりなく）承継対象とする。
3. 乙が甲から承継する債務については、免責的債務引き受けの方法によるものとする。

第3条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

1. 乙は、本吸収分割に際して本承継対象権利義務の対価として、金14億円を甲に交付する。
2. 乙は、本吸収分割の効力発生を条件として、平成29年4月3日に、前項の金額を甲に対して支払う。

第4条（効力発生日）

1. 本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年4月1日とする。ただし、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。
2. 前項ただし書の場合、甲は平成29年4月1日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日。）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

第5条（株主総会）

甲及び乙は、本吸収分割の効力発生日の前日までにそれぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収分割に必要なその他の事項に関する決議を求める。なお、甲は、会社法第319条第1項の規定により、全株主に本契約の承認及び本吸収分割に必要なその他の事項に関する提案を行い、株主総会の決議に代わる株主全員からの書面又は電磁的記録による同意の意思表示を取得することもできる。

第6条（移転手続）

1. 乙が承継する財産の権利移転に関して、その移転又は対抗要件具備のために、登記、登録、通知等の手続が必要となるものについては、甲乙協力してその手続を行う。
2. 前項の手続に要する一切の費用は、乙の負担とする。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日から5年が経過するまでの間、書面による乙の事前の同意を得た場合を除き、直接又は間接を問わず、本件事業と同一又は類似する一切の事業（ただし、船用4サイクルディーゼルエンジン事業を除く）を行わないものとする。

第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産あるいは経営状態に重大な変更が生じた場合、若しくはその他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議のうえ、本吸収分割の条件を変更し若しくは本吸収分割を中止し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、甲乙それぞれにおいて必要とされる各機関（甲及び乙の各株主総会を含む。）による承認又は法令に定める関係諸官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（本契約に定めない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲及び乙は協議の上、これを決定する。

（以下、余白）

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年2月1日

長崎県長崎市飽の浦町一番一号

（甲） 三菱重工舶用機械エンジン株式会社
取締役社長 相馬 和夫 ㊞

兵庫県明石市二見町南二見一番地

（乙） 神戸発動機株式会社
代表取締役社長 清水 道生 ㊞

承継対象権利義務明細表

1. 承継する資産

(1) 流動資産

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する売上債権、商品・製品、仕掛品、原材料・貯蔵品、立替金、未収入金、仮払金、及びその他の流動資産。ただし、現預金及び繰延税金資産（短期）は除く。

(2) 固定資産

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する機械装置・運搬具、工具・器具・備品、ソフトウェア、長期前払費用、電話加入権、及びその他の固定資産。ただし、建物及び構築物、試験測定設備一式、甲が保有する乙の株式、及び繰延税金資産（長期）は除く。

2. 承継する債務

(1) 流動負債

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が負担する買掛金、未払費用、前受金、預り金、及びその他の流動負債。ただし、借入金、未払消費税及び未払法人税等は除く。

(2) 固定負債

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が負担する固定負債。ただし、借入金、役員退職慰労引当金、繰延税金負債（長期）及び退職給付引当金は除く。

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産権

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が保有する商標、設計図面その他の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密、ノウハウ及びその他の知的財産権（出願中のもの、未登録のもの、及び、外国の法令等に基づく権利であって、これらに相当するものを含む。）を総称するという。本契約において同じ。）

(2) システム

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が保有するシステム

(3) 契約

効力発生日時点において、本件事業のみに関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、ライセンス契約その他本件事業のみに関する一切の契約（従業員との間の契約、その他の労働契約を除く。）上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、次の各号に掲げるもの、契約上移転できないもの（譲渡制限があるものを含む）、許認可等の再取得が必要なもののうち本吸収分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったものを除く。

① 甲が三菱重工業株式会社及び三菱重工グループ各社と締結する一切の契約

② 甲と乙の間の一切の契約

(4) 許認可等

効力発生日時点において、甲が取得している本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等（本別紙において「許認可等」という。）のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が本件事業のために保有する試験測定設備の使用のためのみに必要となる許認可等を除く。

以 上

(3) 会社法施行規則第192条各号（第2号、第7号及び第8号を除く。）に掲げる事項の内容の概要

① 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め の 相当性に関する事項

当社は、第三者算定機関による算定結果を参考に、デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象事業の状況並びに対象事業の将来の見通し等を総合的に勘案し、慎重に協議を重ねた結果、最終的に本吸収分割の対価として、金14億円をMHI-MMEに交付することといたしました。従いまして、上記の対価は、相当であると判断しております。

② 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙「吸収分割会社の最終事業年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）に係る計算書類等の内容」に記載のとおりであります。

③ 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

④ 吸収分割承継会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

別紙「吸収分割会社の最終事業年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）
に係る計算書類等の内容」

2015年度 事業報告

自 2015年4月 1日
至 2016年3月31日

 **三菱重工舶用機械エンジン株式会社**

1. 事業の経過 及び その成果

(1) 概況

世界海運業は、2007 年をピークとする新造船発注ブームによる大量の新規就航及び新興国を主とした世界経済の減速により、船腹の供給過剰が続いています。特に落ち込みが顕著な、ばら積み及びコンテナ部門では運賃の低迷が深刻であり海運各社の収益悪化の主要因になっています。減速運航の定着や高齢船解撤、低水準のパンカー価格等、船社の収益環境改善の兆しはありますが、運賃低迷のマグニチュードが勝っている状況です。

世界造船業では、IMO NOx 排出 3 次規制(Tier-III)発効前の駆け込み発注の反動で、新規商談が低迷しています。日本に限っては、円安を追い風に世界シェアを回復し、安定した受注残を確保しているものの、中国及び韓国は受注残も低水準で、より深刻な状態にあります。中国では、供給過剰解消に向けた政策が採用され、造船所の淘汰が進みつつあり、韓国では、大手 3 社が海洋事業での巨額損失により記録的な赤字を計上する一方、商船回帰戦略も市況低迷で進まず、厳しい経営環境が続いている状況です。

当社は、2013 年 10 月の事業会社化後、三菱重工グループ各社との緊密な連携の下、事業を遂行していますが、省エネ・親環境ソリューション事業「PROJECT MEET*1」、海外ライセンス事業の拡大による「グローバル化」、さらに「アフターサービス強化」を経営戦略の軸に据え、事業展開を加速しています。

アフターサービスでは、減速運航や環境規制強化に対するソリューションメニューの積極提案で新市場を創出、大型ドック工事への売込強化、近年出荷量増大の顕著なラジアル型過給機がサービス売上に貢献し始める等、目標を大きく超える売上を達成しました。

「プロジェクト MEET」では、再熱船用推進蒸気タービンプラント (UST*2)搭載船が連続就航、最新鋭主機 UEC50LSH-Eco 初号機も順調に運行実績を重ね、排熱回収システム (ORC*3) も初号機を受注し就航する等、順調に成果を上げています。なお、MET 過給機では、VTI やハイブリッド等、高機能を付加した機種を連続して市場投入していますが、日本機械工業連合会主催の 2015 年度優秀省エネルギー機器表彰において「会長賞」を受賞する名誉を得ました。Tier-III 前の駆け込み受注が積み上がったため、2016 年 1 月より適用の Tier-III 対応技術は、各社推奨技術を船主・造船所が評価している段階で、依然、趨勢は決まっています。当社の推奨する低圧 EGR システム*4 は、実船試験を重ね信頼性の検証を進めており、各種セミナー、展示会や個別商談に於いて、顧客への PR 活動に注力しています。

こうした営業活動や技術開発等により、当年度の受注高は計画を上回る 492 億円になりました。

- *1 Mitsubishi Marine Energy & Environmental Technical Solution-system
：船用製品・技術の組み合わせによる省エネ・親環境対応ソリューション事業
- *2 MHI Ultra Steam Turbine Plant
：再熱船用推進蒸気タービンプラント
- *3 Organic Rankine Cycle
：主機ジャケット冷却水からの排熱回収システム
- *4 低圧 Exhaust-Gas Recirculation System
：次期 SOX 規制、NOX 規制に対応した排ガス再循環システム

(2) 部門別の概要

① 船用機械事業部

受注については、アフターサービスの伸長等により、年度単位で 405 億円となり、売上については 437 億円となりました。

② 船用エンジン事業部

受注については、87 億円となり、売上については 94 億円となりました。

(3) 資金調達の現状

当社は三菱重工グループの連結 Cash Management System を活用しており、エム・エイチ・アイファイナンス㈱から短期借入金として 15 億円を借入れています。

(4) 設備投資の状況

該当する重要な設備投資はありません。

2. 対処すべき課題

今後も、造船主要市場である中国、韓国及び日本の新造船受注動向と、欧州及び日本国内の有力船主の動向を注視しながら、引き続き「プロジェクト MEET」、「グローバル化」、「アフターサービス強化・拡大」の三大戦略を強力に推進して行きます。

安定した収益性と経営基盤の維持の観点からは、継続して棚卸資産・在庫品等の運転資金の削減を主とした総資産縮減や CCC (Cash Conversion Cycle) の短縮、製品品質の更なる向上によるクレーム費削減にも最大限の努力を払って参ります。

なお、グローバル競争を勝ち抜き高い成長を実現するためには、上記対応に加えて、ダイナミックな事業展開力が必須です。従い、自前主義から決別し、他社との協業も視野に入れた更なる事業体制の強化が必要と考えています。

3. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(金額単位：百万円)

項 目	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
売上高	2,512	21,118	53,110	53,030
経常利益	37	△403	3,342	3,427
当年度純利益	23	△362	978	2,139
1株当たり当期純利益(円)	9,379	△72,463	195,625	427,719
総資産	663	31,778	30,575	28,119
純資産	288	6,388	7,376	9,509
1株当たり純資産(円)	115,131	1,277,518	1,475,120	1,901,704

注 1.2012 年度までの数値は旧 MHI ディーゼルサービスエンジニアリング㈱の実績です。

注 2.2013 年度は上半期の旧 MHI ディーゼルサービスエンジニアリング㈱の実績と下半期の三菱重工船用機械エンジン㈱の実績を足し合わせたものです。

4. 主要な事業内容

当社の主な事業内容は次のとおりです。

(1) 船用機械事業部

船用ボイラ、船用タービン、過給機、船用補機、舵取装置及びそれらの関連装置の開発、設計、販売、アフターサービス業務並びにライセンス業務

(2) 船用エンジン事業部

船用エンジン及びその関連装置の開発、設計、販売、アフターサービス業務並びにライセンス業務

5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

当社の親会社は三菱重工業株式会社であり、同社は当社の株式を 5,000 株（出資比率 100%）保有しております。

当社は親会社に対し、船用機械・船用エンジンの供給等の取引を行っています。

(2) 親会社との間の取引に関する事項

①当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

②当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役及び監査役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を頂きながら取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

(3) 重要な子会社の状況

該当する重要な子会社はありません。

6. 主要な借入先及び借入額

(金額単位：百万円)

借入先	当年度末 借入金残高
エム・エイチ・アイファイナンス株式会社	1,457

7. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,000 株
(2) 発行済株式の総数 5,000 株
(3) 当事業年度末の株主数 1 名 (三菱重工株式会社)

8. 使用人の状況

(2016 年 3 月 31 日現在)

使用人数	前年度末比増減
242名	2名減

注1. 上記には役員・期間従業員は含まれておりません。

注2. 上記には他社から当社への休職派遣者を含み、当社から他社への休職派遣者を除きます。

9. 営業所等

本社：長崎県長崎市

経営企画室、営業戦略本部：東京都港区

営業戦略本部（大阪駐在）：大阪府大阪市

経営企画室、営業戦略本部、船用機械事業部：長崎県長崎市

経営企画室、技術統括・プロジェクト MEET 推進室、船用エンジン事業部：兵庫県神戸市

10. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2016年3月31日現在）

氏名	職位	担当職務	重要な兼職の状況
相馬 和夫	代表取締役		
堀 俊明	常務取締役	事業統括本部長	
齊藤 宏	取締役	アフターサービス全般	
深見 悟	取締役	経営企画室長	
久津 知生	取締役	営業戦略本部長	
上山 宗則	(非)取締役		三菱重工業株式会社 エネルギー環境ドメイン 企画管理部 主幹部員
米山 治孝	(非)監査役		三菱重工業株式会社 ドメイン財務総括部 防衛・宇宙財務部長
北村 栄三	(非)監査役		三菱重工業株式会社 ドメイン財務総括部 機械・設備システム財務部 神戸経理2グループ長

注1. (非) 取締役は改正前会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

注2. (非) 監査役は改正前会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

(金額単位：百万円)

区分	支給人員	支払額	備考
取締役	5名 (1名)	83百万円	支給限度額 120百万円
監査役	0名 (2名)	0円	支給限度額 0円

()内は非常勤で外数

1 1. 会計監査人

- (1) 名称 新日本有限責任監査法人
- (2) 報酬 8 百万円/年間
- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び適格性等を勘案して、解任又は不再任に係る株主総会提出議案の内容を決定致します。

1 2. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 業務の適正を確保するための体制整備について

業務の適正を確保するための体制の整備の基本方針に関して次の項目を、取締役会（2015 年 6 月 3 日開催の第 158 回定例取締役会）において決議しています。

ア. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 当社は法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実践に努める。
- (イ) 取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性及び効率性の両面から監督する。また社外役員の意見を得て監督の客観性と有効性を高める。

イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (ア) 文書管理の基本的事項を社規に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理する。
- (イ) 上記の情報は、取締役及び監査役が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認める時は、いつでも閲覧できるものとする。

ウ. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (ア) 各種リスクを適切に管理するため、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任の明確化を図るものとする。
- (イ) 各部署のリスク管理の状況について、内部監査によりその実効性及び妥当性を監査し、その結果を取締役会に報告する。

エ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役会で事業計画を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し執行する。
- (イ) 経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。

オ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) コンプライアンス事務局をはじめとした組織体制を整備し、コンプライアンス指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。
- (イ) コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会に報告する。

力、企業集団の業務の適正を確保するための体制

(ア) 三菱重工グループの一員として、効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう、親会社と定めた管理責任体制、運営要領に則り、適切な運営に努める。また、当該管理責任体制、運営要領に則り、親会社への伺出又は報告を実施するとともに、その他の情報提供の求めがあった場合にも適切に対応する。

(イ) 傘下のグループ会社に対して、適切に当社及び親会社への伺出・報告を行うように指導する。

(ウ) 三菱重工グループの一員として、業務の適正を確保し、かつグループ全体における各種リスクを適切に管理するため、コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策は親会社の方針に則りグループ会社も含めて推進する。

(エ) 三菱重工グループの一員として、財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織、規則等を整備する。

キ、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 監査役がその職務を補助することを求めた場合は、これに対応する。

(イ) 監査役よりの指示により職務を遂行する場合、その職務に対し執行部門からの指揮命令を受けないこととし、執行部門からの独立性の確保と監査役の指示の実効性の確保に留意する。

(ウ) 取締役等は、グループ会社に関する事項も含めて監査役への報告や情報伝達に関する取決めを実施する他、定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図る。

(エ) 親会社への内部通報制度等により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨社規に定め、その旨を周知し適切に運用するものとする。

(オ) 監査役の職務の執行に生ずる費用については、会社法第388条に基づき適切に処理する。

(カ) 監査役が、社内関係部門との意思疎通を図り、情報の収集や調査を行うなど、実効的な監査が行えるよう留意する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該事業年度における主な運用状況は次の通りです。

ア、取締役

会社の基本方針、経営ビジョン、行動指針、活動方針を定めた「品質マネジメント方針」を設立時の臨時取締役会で決議の上、年度を跨ぎ不変のものとして各職場に継続して掲示し全社で共有しています。2015年度の取組方針も取締役会で決議の上、これに沿う形で各部門の実行計画を作成して、その実施状況を定期的にモニタリングし、結果を次年度計画作成に反映することで経営のサイクルを回しました。

会社の組織編制、業務分掌、及び指揮命令系統等については、社規・標準等に規定し、権限と責任を明確にすると共に、取締役会、経営会議等重要な会議の議事録は

開催ごとに作成・管理され、重要文書として適切に保存・管理されています。

イ. 監査役

社規則に「監査役監査に関する要綱」を定め、監査役の独立性と権限の確保を図っています。監査役は、会計監査人、内部監査人と緊密な連携を保ち、意見及び情報の交換を行う機会を設けることで公正かつ適正な監査が遂行できる体制を整えると共に、取締役会にも参画し、経営に関する情報を共有しています。

ウ. リスク管理

製品に関するリスク管理としては、受注前のリスク管理として、営業決裁基準を社標準に定め責任体制の明確化・関連業務の適正化を行うとともに、大口工事についてはリスク検討会に諮ることとしており、受注後は、PL検討会や予実フォロー会議等を定期的に開催することで損益の状況を管理しています。クレーム費の発生状況についても、経営幹部参画の社内会議において毎月フォローする一方、重大不適合等については、重工「危機管理情報DB」を通じて適宜重工へ報告をするなどの情報共有を踏っております。

又、社員の安全衛生面においては、全社安全衛生管理計画の下、健康状態も含めた安全衛生確保及び労働災害発生防止に努めると共に、安否確認システムの運用等を通じて自然災害発生時など緊急時の動静把握や状況連絡を行っております。

エ. コンプライアンス

2015年6月3日開催の第158回定例取締役会において「三菱重工グループ・グローバル行動基準」を新たに当社の最上位の行動基準として認定し、機会あるごとに取締役も含めた全社員に社長名で周知を行ない、上記基準に沿った行動を求めました。

又、年2回の社長以下全社員を対象としたコンプライアンス研修を実施する一方、匿名性が担保された内部通報窓口を設置して違反行為等の情報収集にも努めております。その他、内部監査やJ-SOX監査を通じて全社統制及び業務処理統制が適正に機能していることを確認しています。

以 上

決 算 報 告 書

2015年度

自 2015年 4月 1日

至 2016年 3月 31日

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

三菱重工船用機械エンジン株式会社

貸借対照表

2016年 3月 31日現在

(三菱重工船用機械エンジン株式会社)

単位: 千円

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	390,133	買掛金	11,059,648
受取手形	1,151,547	短期借入金	1,457,204
売掛金	13,043,515	未払金	843,696
商品及び製品	3,901,348	未払費用	655,704
仕掛品	3,944,485	未払法人税等	351,302
原材料及び貯蔵品	1,265,070	前受金	2,992,382
未収入金	1,856,224	預り金	500,836
仮払金	7,208	製品保証引当金	9,515
繰延税金資産	909,452	受注工事損失引当金	624,000
貸倒引当金	△ 21,127	流動負債合計	18,494,291
流動資産合計	26,447,858		
固定資産		固定負債	
有形固定資産		退職給付引当金	70,825
建物	24,211	役員退職慰労引当金	45,068
構築物	218	固定負債合計	115,894
機械及び装置	383,430	負 債 合 計	18,610,185
車両運搬具	0	(純 資 産 の 部)	
工具、器具及び備品	63,491	株主資本	
建設仮勘定	8,374	資本金	1,000,000
有形固定資産合計	479,726	資本剰余金	
		資本準備金	5,478,193
無形固定資産		資本剰余金合計	5,478,193
ソフトウェア	32,658	利益剰余金	
その他	1,224	利益準備金	6,250
無形固定資産合計	33,882	その他利益剰余金	
		別途積立金	204,000
投資その他の資産		繰越利益剰余金	2,795,257
投資有価証券	59,605	その他利益剰余金合計	2,999,257
関係会社株式	1,017,680	利益剰余金合計	3,005,507
出資・保証金	10,437		
長期前払費用	1,973	評価・換算差額等	
繰延税金資産	67,541	その他有価証券評価差額金	24,818
破産更生債権等	8,567	評価・換算差額等合計	24,818
貸倒引当金	△ 8,567		
投資その他の資産合計	1,157,237		
固定資産合計	1,670,846		
		純 資 産 合 計	9,508,519
資 産 合 計	28,118,704	負 債 純 資 産 合 計	28,118,704

損 益 計 算 書

自:2015年 4月 1日

至:2016年 3月 31日

(三菱重工船用機械エンジン株式会社)

単位:千円

科 目	金 額
売 上 高	53,030,312
売 上 原 価	44,926,652
売 上 総 利 益	8,103,660
販売費及び一般管理費	3,818,863
営 業 利 益	4,284,797
営 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	1,073
その他	384
営業外収益合計	1,457
営 業 外 費 用	
支払利息	16,967
為替差損	837,414
固定資産売却損	87
固定資産除却損	4,291
その他	0
営業外費用合計	858,762
経 常 利 益	3,427,492
税引前当期純利益	3,427,492
法人税、住民税及び事業税	1,240,548
法人税等調整額	48,346
当 期 純 利 益	2,138,597

株主資本等変動計算書

自:2015年 4月 1日

至:2016年 3月 31日

(三菱重工船用機械エンジン株式会社)

単位:千円

	株主資本							評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金	繰越利益剰余金			合計	
当期首残高	1,000,000	5,478,193	5,478,193	6,250	204,000	656,659	866,909	30,496	30,496	7,375,599
当期変動額										
当期純利益						2,138,597	2,138,597			2,138,597
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								△5,677	△5,677	△5,677
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,138,597	2,138,597	△5,677	△5,677	2,132,919
当期末残高	1,000,000	5,478,193	5,478,193	6,250	204,000	2,795,257	3,005,507	24,818	24,818	9,508,519

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式(子会社株式及び関連会社株式)・・・移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

商品及び製品・・・移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
仕掛品・・・個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
原材料及び貯蔵品・・・移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)は定額法、建物以外は定率法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上している。

(2) 製品保証引当金

工事引渡後の製品保証費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の製品保証費用を見積り、計上している。

(3) 受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、未引渡工事のうち当事業年度末で損失が確定視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上している。
なお、受注工事損失引当金の計上対象案件のうち、当事業年度末の仕掛品残高が当事業年度末の未引渡工事の契約残高を既に上回っている工事については、その上回った金額は仕掛品の評価損として計上しており、受注工事損失引当金には含めていない。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規定に基づく当該事業年度末要支給額を計上している。

(5) 役員退職慰労引当金

取締役及び監査役の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進捗基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用している。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。
ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としている。

6.追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税等の引き下げが行われることになった。
これに伴い、平成28年4月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率を変更している。
この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は70,715千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が71,587千円減少、その他有価証券評価差額金が872千円増加している。

貸借対照表に関する注記

1.減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	3,463,562 千円
2.関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	3,035,101 千円
短期金銭債務	741,818 千円

損益計算書に関する注記

1.関係会社との取引高	
売上高	6,988,932 千円
仕入高	8,271,860 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1.発行済株式の種類及び数	
普通株式 5,000株	

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、保証・無償工事見積計上額である。

金融商品に関する注記

- 金融商品の状況に関する事項
当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、エム・エイチ・アイファイナンス株式会社からの借入により資金を調達している。
受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは与信管理規定に沿ってリスク低減を図っている。
投資有価証券は株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない。(注2)参照)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	390,133	390,133	-
(2) 受取手形	1,151,547	1,151,547	-
(3) 売掛金	13,043,515	13,043,515	-
(4) 未収入金	1,856,224	1,856,224	-
(5) 投資有価証券	59,006	59,006	-
(6) 関係会社株式	988,680	656,040	(332,640)
(7) 買掛金	(11,059,648)	(11,059,648)	-
(8) 短期借入金	(1,457,204)	(1,457,204)	-

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 未収入金

これらはその大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなして、当該帳簿価額によっている。

(5) 投資有価証券、(6) 関係会社株式

これらの時価については、市場価格によっている。

(7) 買掛金、(8) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額29,600千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」「(6)関係会社株式」には含めていない。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位: 千円)

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	三菱重工 業株	被所有 直接 100%	当社製品の 納入	船用製品 の納入 (注1)	5,196,711	売掛金	2,272,847
			同社製品の 仕入	船用製品 の仕入 (注1)	8,238,973	買掛金	578,185

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定している。

(注2) 取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

2. 兄弟会社等

(単位: 千円)

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	エム・エイチ・ アイファイナ ンス株	なし	資金の借り 入れ	資金の返 済(注1)	3,470,138	短期借入 金	1,457,204
				利息の支 払	16,967	—	—
親会社の 子会社	三菱日立パ ワーシステム ズ株	なし	当社製品の 製造	船用製品 の製造 (注1)(注	34,327,263	買掛金	6,152,815

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定している。

(注2) 取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,901,703円 86銭

1株当たり当期純利益

427,719円 49銭

独立監査人の監査報告書

平成28年5月24日

三菱重工舶用機械エンジン株式会社

取締役社長 相馬和夫殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森田 祥且 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水谷 洋隆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱重工舶用機械エンジン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成 27 年4月1日から平成 28 年3月31日までの平成 27 年度の取締役の職務の執行を監査致しました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、内部監査部門、その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査致しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、且つ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131 条 各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け 必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に関する事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人による監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28 年 5 月 30 日

三菱重工舶用機械エンジン株式会社

監査役 米 山 治 孝 (印)

監査役 北 村 栄 三 (印)

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、平成29年4月1日（予定）を効力発生日として、対象事業を承継する本吸収分割を実行する予定であります。これに伴い、商号及び事業目的の変更に係る定款の一部変更を行うものであります。なお、本議案の決議による定款変更の効力は、第1号議案に係る本吸収分割の効力が発生することを条件として、本吸収分割の効力発生日（平成29年4月1日（予定））に生じる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
（商号）	（商号）
第1条 当社は、 <u>神戸発動機株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Kobe Diesel Co., Ltd.</u> と表示する。	第1条 当社は、 <u>株式会社ジャパンエンジンコーポレーション</u> と称し、英文では、 <u>Japan Engine Corporation</u> と表示する。
（目的）	（目的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 各種原動機並びにその関連附属装置の設計、製造、修理、販売	1. 各種原動機並びにその関連附属装置の <u>開発、設計、製造、修理、販売およびライセンス業務</u>
2. ～7. （条文省略）	2. ～7. （現行どおり）

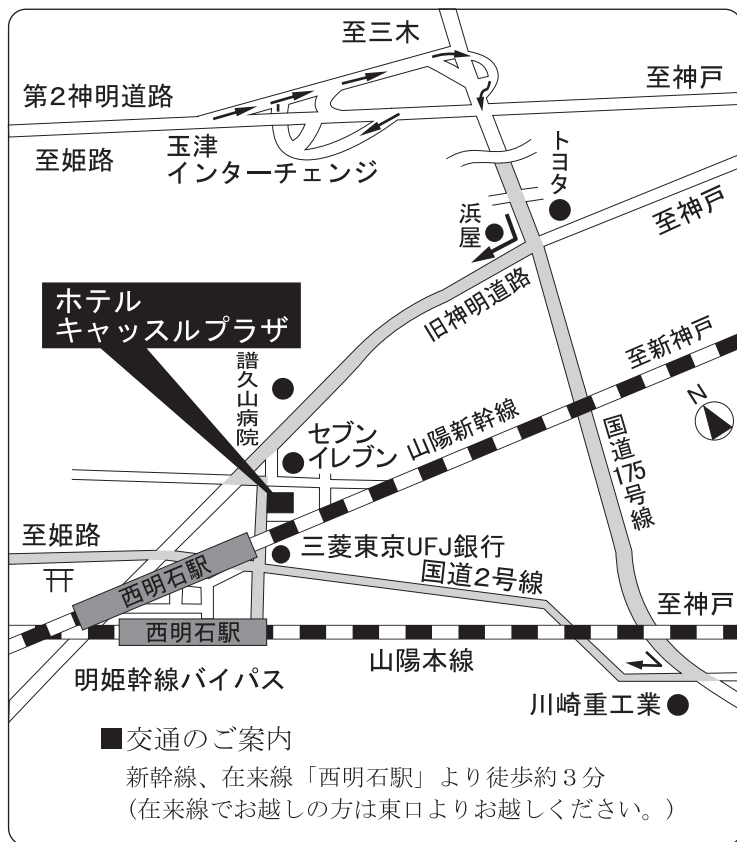
以 上

<MEMO>

<MEMO>

<MEMO>

株主総会会場ご案内図



ホテル キャッスルプラザ

〒673-0016 兵庫県明石市松の内2丁目2番地

T E L 078-927-1111